

国 不 参 第 24 号
令和 7 年 6 月 26 日

一般社団法人マンション管理業協会 理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官
(公 印 省 略)

マンション管理業の適正化について（要請）

標記について、令和 6 年度もマンション管理業の適正な運営を確保することを目的とした全国一斉立入検査を実施したところである（別添参照）。

今回の立入検査においては、令和 5 年度に引き続き、管理業務主任者の設置、重要事項の説明等、契約の成立時の書面の交付、財産の分別管理及び管理事務の報告の 5 つの重要項目を中心に検査を行ったものである。

今回、是正指導を実施した 22 社の中には、貴協会社員であるマンション管理業者も含まれる。

本要請については、立入検査の結果を踏まえ例年貴協会あて行ってきたところであるが、依然として貴協会社員であるマンション管理業者において適正化法違反が見られることは誠に遺憾である。

国土交通省としては、今回の立入検査の結果を踏まえ、今後も、引き続き、立入検査等による指導を行い、悪質な適正化法違反に対しては、適正化法に基づき、厳正かつ適正に対処して参る所存である。

貴協会においても、法令遵守のための社員指導として導入したモニタリング制度の活用や適正化法に基づく指定法人として、より一層、法令遵守の徹底を図るための研修活動等を推進するなど、マンション管理業全般の適正化に向けた社員への指導等を図りたい。

なお、今回の要請を受けての実施結果については後日報告されたい。